

第7節 国家資格等

第1、はじめに

障害者権利条約は、国又は地方公共団体が認定し、一定の行為を許可する国家資格や地方公共団体だけで通用する資格（以下、「国家資格等」という。）について、明文では言及していない。

しかし、国家資格等の認定が行政によりなされるものであり、行政による差別的行為は当然禁止されてしかるべきであること、国家資格等は生活の多方面にわたっており、地域社会で生活する上で、極めて重要な要素となっていること、障害者権利条約が「締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」としていること等を踏まえると、国家資格等における差別についても、あらゆる分野を対象とする総則における差別禁止規定の適用が想定されるところである。

このように国家資格等が有する生活上の重要性に鑑みると、本法においても、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

国家資格等において差別が禁止される対象事項は、資格試験そのものだけでなく、資格試験に関する案内、受付手続、受験資格、合格発表等、資格試験及びその手続に関する行為である。

なお、この一連の行為に付随して、事前、事後の研修や教習の問題があるが、これについては、その他の留意事項の項で述べる。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

この分野の相手方は、資格試験を募集・管理し、資格認定の権限を有する国又は地方公共団体の担当部局であるが、社会福祉士等のように資格試験が民間に委託されている場合には、当該民間事業者もこの分野における相手方となる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

この分野で求められる不均等待遇の内容は、先に述べたように、資格試験そのものだけでなく、資格試験に関する案内、受付手続、受験資格、合格発表等に

おける障害又は障害に関連した事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱いであり、差別としてこれを禁止することが求められる。なかでも、資格試験の内容は、障害があることにより資格取得に当たって求められる本質的な能力以外の要素で不利益につながるものであってはならない。

2、欠格条項

この中で、受験資格（合格の資格も含む。）については法律上一定の欠格事由が定められている場合があるが、この欠格事由の中には障害そのものやこれに関連する事由が規定されている場合がある。いわゆる欠格条項と呼ばれている問題である。

この障害者に係る欠格条項とは、資格・免許制度等において障害又は障害に関連する事由を理由として資格・免許等の付与を制限したり、障害者に特定の業務への従事やサービスの利用等を制限・禁止する法令上の諸規定を指している。

これに関する政府の取組として、障害者基本法の制定（平成5年）に伴う「障害者施策に関する新長期計画」の中で、「資格制限等による制度的な障壁」として「障害者に係る欠格条項」が取り上げられ、それを踏まえて「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日 障害者施策推進本部）の「具体的対処方針」が示されている。その結果、63制度（当時）の法令上の欠格条項が見直され、「資格を与えない」とする絶対的欠格から「資格を与えないことがある」とする相対的欠格事由に改正された。

しかし、見直し後の資格取得に係る現行の法令（法律本則、政省令、規則、基準、運用マニュアル等）における規定（相対的欠格事由）が、その解釈と運用において、実質的には「絶対的欠格事由」に類似した取扱いが行われることが懸念される、又は、長年、欠格事由が存在してきたために、一定の見直しが進められてきた今も、試験を受けることや資格を取得しようとする以前に、障害者が参画しやすく自分の力を発揮しやすい環境には、ほど遠い現状があるとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、政府においては、さらに引き続きこの問題を検討すべきであるが、この点については、国等の責務の項で述べたとおりである。

したがって、本法が法令上の欠格条項の在り方自体について直接言及することにはならないが、欠格条項の解釈運用等により、個々の事案において不均等待遇となった場合には、後に述べる不均等待遇を正当化する事由の存否を含め、本法の適用があり得る。

3、不均等待遇を正当化する事由

この分野における不均等待遇における正当化事由も、総則で述べたとおり、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる場合を指すが、先に述べた欠格

事由に関連して次の点について触れておくことが必要である。

すなわち、国家資格等の試験は、一定の能力と知識の有無を判定するものであるが、そういった能力判定のほか、当該国家資格等を設けた趣旨から、一定の事由がある場合にこれに該当する者を除外する事由、すなわち、欠格事由を設けている場合がある。

問題は、この欠格事由の存在が当該国家資格等を設けた趣旨や目的に実質上どのような影響があるのかである。個々の事案では、まずは、当該欠格事由が設けられた趣旨や目的の正当性を吟味することが必要となる。その上で、その者が業務の本質的部分を遂行できるかどうか、その者を欠格事由によって除外しなければ、その国家資格等の趣旨や目的を達し得ないか、という観点から、それがやむを得ない場合といえるかどうか判断されなければならないことになる。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、過度の負担が生じる場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについては、総則において述べたとおりである。

2、この分野で求められる合理的配慮の内容

国家資格等において差別が禁止される対象事項は、先に述べたように、資格試験そのものだけでなく、資格試験に関する案内、受付手続、受験資格、試験の実施方法、合格発表等、資格試験及びその手続に関する行為であるので、合理的配慮もこれらに関して求められることになる。

特に、資格取得の判定は資格に必要な能力の有無を確認するものであるが、試験の方法や態様が障害の特性を考慮しないことで、本来有している能力が正当に判定されない場合がある。

したがって、例えば、これらの手続における情報に関しては、障害者にも適切に伝達できるような方法や態様においてなされること、試験会場等への物理的アクセスに関しては、物理的障壁を除去する手段、方法の確保、試験そのものに関しては、適切に能力が反映されるための手段、方法等の合理的配慮が求められる。

3、この分野で求められる合理的配慮の具体例

政府は「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」(平成17年11月9日障害者施策推進課長会議決定)において、国が直接実施する資格取得試験等における共通的に対応すべき主な配慮項目として「試験における

「配慮」「試験案内及び申請書等における配慮」を取り上げ、下記のような具体例を示している。

- 1) 試験における配慮
 - A) 問題用紙及び解答用紙に関する配慮
 - B) 器具等の使用に関する配慮
 - C) 移動に関する配慮 (試験室までの介助者の同伴)
 - D) 情報伝達に関する配慮
 - E) その他 (試験時間中の糖質類等の補食及び服薬等)
- 2) 試験案内及び申請書等における配慮
 - A) 試験案内における配慮 (冊子又はホームページ等)
 - B) 申請書等における配慮

これらの具体例の他、例えば、点字受験における時間延長、中途失明者のニーズに対応した音声読み上げパソコンの使用等、本人の障害によるニーズや実情を踏まえた個別に柔軟な配慮をすることが求められる。

4、合理的配慮の不提供を正当化する事由

この分野においても、過度な負担がある場合には、合理的配慮の不提供に正当化事由が認められ差別とされない。

この分野では、試験の実施に関して経済的な面での過度の負担は考えにくいと思われるが、知識や能力を判定するために実施する試験の本質を損なう場合は、提供しないことを正当化する事由があることになる。

第5、その他の留意事項

1、国家資格等の取得に関わる養成、教習、研修等

国家資格等の取得を目的とする教習所、大学等の各種養成機関での差別的取扱いや民間事業所における研修や実習を経た上で免許が交付される場合の民間事業者における差別的取扱いの問題は、国家資格等を付与する機関の行為ではない。そこで、本法では、【教育】又は【役務】の課題として検討されることにはなるが、国家資格等を取得する上で、重要な役割を果たしていることに留意されなければならない。

2、入学試験、就職試験、その他の試験

試験においては、知識と能力等の判定が行われるが、先に述べたように、試験の方法や態様が障害の特性を考慮しないことで、本来有している能力が正当に判定されない場合がある。

こうしたことは何も、国家資格等のための試験に限らないのであるから、ここで述べたことは、入学試験、就職試験、その他の試験にも当てはまる。したがって、それぞれ、【教育】【雇用】等の各則で考慮されなければならない。

3、不動産の利用、選挙権の行使、議会の傍聴等

公営住宅等の入居、選挙権の行使、議会の傍聴等については、法令上に欠格事由が定められている場合もある。これらは国家資格等に関わる問題ではないが、法令上の欠格事由として、国家資格等の問題と同様の側面を有している。

したがって、公営住宅の入居利用制限は【不動産】、議会の傍聴制限や成年被後見人に対する除外規定は【政治参加（選挙等）】の問題として位置付けられることが妥当であるが、ここで述べたことにも留意すべきである。

4、民間資格

国家資格等以外にも、民間団体が独自の資格認定を行う場合がある。民間資格においては、法令上で規定されていないため法令上の欠格事由の問題はないが、内部規定において欠格事由を定めている場合もある。したがって、上記で述べた類似の課題について、資格試験の実施方法も含めて以上のことを準用するか、【役務】に位置付けるかについて整理した上で対応することが必要である。

第8節 家族形成

第1、はじめに

障害者権利条約は、家庭及び家族の尊重について「他の者と平等に、婚姻、家族及び親子関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる」「いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない」ことを締約国に求めている。

本法においても、障害者が家族を形成するという当たり前の生活を確立する上で、家族に関する分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

婚姻、妊娠、出産、養育等の家族形成に関わる場面において、障害に基づく差別と思われる事案は多い。

1) 婚姻（婚姻の解消も含む。）

婚姻は、本来、両性の合意のみに基づいて成立するものである（憲法24条参照）が、最も多いと思われる事例は、家族や身内からの反対であろう。「障害者と結婚すると不幸になる」「家族に障害者は欲しくない」「どうやって子育てするの」「どうやって授乳するの」「どうやってお風呂に入れるの」「自分の面倒すら見られないのに」等、家族や身内の反対の声に結婚を諦めざるを得ないこともある。結婚を認めるにしても「子どもはつくらない」といった条件を付けられることもある。

こうしたことは、行政の相談窓口や障害者の入所・通所の施設関係者の対応にも見られる。特に、入所中の障害者にとって多くの場合は結婚という生活スタイルの選択肢はない。

さらに、例えば、結婚相談所に入会を申し込んでも入会申込書を渡してくれない、相談にも乗ってもらえず入会を拒否される。その後も、同じような対応でどの結婚相談所にも入会できないといった事例もある。

障害者本人の婚姻の問題とは異なるが、障害のない兄弟姉妹や身内の結婚式等のおめでたい席には障害者だけ招待されないといったこともある。

2) 妊娠・出産

妊娠をさせないために本人が望まない、あるいは本人に意味を理解させないまま、優生保護法の下で優生手術をされた事例が日本にも存在したことはそれほど古い話ではない。障害者に対して、本人が望まないあるいは意味を理解していない不妊手術が、あるいは生理介助の手間を省くための違法な子宮摘出がなされる可能性は、現在においても否定はできない。

また、妊娠した際に、障害者が親になることへの支援（「産む支援」や「育てる支援」）が用意されていない状況で、「障害者なのに子どもを産む気なのか」と医療従事者に言われその病院での出産を断られる、「子どもはどう育てられないのだから」と医療従事者から墮胎を勧められる、聴覚障害のため、コミュニケーションがとれないということを経由として本人の望む出産方法を断られるなど障害者は子どもは産むべきではないという対応を取られることがある。

3) 養育

A) 母子保健サービス

日本では母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の母子保健サービスが提供されている。

しかし、障害者の場合は、子どもを出産した後に障害者本人には育児はできないと医療関係者や保健師が判断し、本人に子育てに関する適切な情報が提供されないなどの扱いを受けることがある。また、子どもの予防接種、健康診断、両親学級、育児相談等に際し、親の障害の特性に配慮されていないため会場を利用できなかつたり、コミュニケーションも取れないまま、適切な情報が提供されないなど、最もサービスを必要とする障害者に届いていないといえる。

B) 医療

また、子どもが病気になった場合、病院の入口の段差等のため物理的に診察室まで行けない、聴覚障害があり病院側が適切なコミュニケーションが取れないとして診療が受けられないといった事情のため、利用可能な又は適切な対応ができる病院を必死に探し回る事態もある。障害者総合支援法は障害者本人が病気になった場合のことは想定しているものの、子どもが病気にかかった場合における親たる障害者への支援に関する規定はない。

C) 教育

さらに、親は、保育所や幼稚園、小中学校、その後の教育の過程で、様々な形で親としての役割を求められる。しかし、こういった場面であれ、親の中には障害者も存在するといったことが想定されていないといわざるを得な

い。障害のある保護者が障害のない保護者と同様の役割を果たすために必要な対応や配慮はほとんどないと思われる。

地域の学校は緊急避難所の指定を受けている場合が多いにもかかわらずバリアフリー化が進んでいる中で、授業参観にしても、進路相談にしても、PTA活動への参加にしても、障害のある保護者が親としての役割を果たそうとしても、そこには多くの困難が待ち受けている。

D) 親権

最後に、親権について触れることにする。日本においては、親権の剥奪に当たる親権喪失の他、本年4月からは親権の停止制度が導入されている。この問題について開催された法務省委託の「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」では「親権者がその精神上的の障害等により子を適切に養育することが著しく困難であるが、それが親権の濫用又は著しい不行跡という現行の親権喪失の原因に該当するとは必ずしもいえないような事案」も含めて検討が行われていた。

これは虐待防止という観点からの改正であるが、その運用の過程で障害者に対する偏見から、障害があるというだけで安易に養育に関する権利が制限されるといった事態が発生した場合には、本法における差別に当たる場合も想定しなければならない。

また、親権の制限には至らないにしても、親に育児能力がないとして、出産直後に子どもを乳児院等に入れられるなど、適切な支援もないまま親子分離がなされることもある。

これらの状況を踏まえると、婚姻、妊娠、出産、養育等の家族形成において、差別が禁止されるべきである。

なお、これらの事項における差別に関しては、性別で限定することなく差別が禁止されるべきであるが、特に差別や不利益を受けるリスクの高い障害女性の実態には留意する必要がある。また、上記内容は、【役務】【医療】【教育】とも重なる内容もあるが、この事由に関わる差別が解消されるよう注意を喚起することが肝要であるため、特にこの項目を独立して設けるものである。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

1) 婚姻

婚姻に関して、家族や身内の反対等の事例が多いことについては、先に述べたとおりであり、深刻な事態を引き起こしていることも事実である。

しかし、法律が家族関係の在り方を規制することには慎重であるべきである。身内の結婚等について、身内の立場で意見を述べ、反対することがあるのは障害

の有無にかかわらずあり得ることであり、その理由がどういふものであれ、それは身内の関係の中で対応されるべき性格のものである。

そういった中で、家族の反対という言動に対応できる法律としては、障害者虐待防止法があるので、家族の反対に伴う言動が精神的虐待に該当する場合には、同法に委ねるべきである。

しかし、行政の相談窓口であるとか、法律に基づく支援の業務を担当する者、結婚相談や様々ないわゆる「婚活」を支援する企画をする地方公共団体や民間事業者については、本節の対象に含めるのが妥当である。

2) 妊娠・出産

妊娠・出産については、これに関わる医療機関、入所、通所の福祉施設が相手方となる。

3) 養育

養育の分野においては、母子保健サービスの場合はそれを担当する行政部局、子どもの病気の場合は医療機関、保育所や幼稚園、小中学校やその後の教育の過程に関わる場合はその設置者及び管理者、親権喪失や停止に関しては、虐待防止や親権の制限に権限を持つ機関が相手方となる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

以上のとおり、婚姻、妊娠、出産、養育等の家族形成において、上記に述べた相手方（ここでは家族等は除外されている。）による障害又は障害に関連する事由を理由とする不均等待遇は禁止されるべきである。

なお、障害者に対して入所施設や医療従事者が「月経時の介護困難だから子宮を摘出した方が後が楽だ」とか、「障害者は子育てはできない」等の理由で、障害者にいわゆる優生手術を受けさせてきた悲惨な事実については、先に述べたとおりであるが、差別であるかどうか問われる前に、犯罪に該当する場合もあるであろう。

2、不均等待遇を正当化する事由

当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる場合においては、総則で述べたとおり、例外として扱われるべきである。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

第2の1でも述べているように【役務】【医療】と重なるが、特にここでの事項に関する合理的配慮は次のようなものがある。

1) 婚姻

A) いわゆる婚活での利用可能な情報提供の在り方と企画に参加する際に必要となる障害特性に応じた配慮(例えば、視覚障害者が結婚相談所に行った時に、点字での資料を用意する、申込み用紙への記載を代行する、企画参加の際には、他の参加者の状況を伝えることができる情報提供者を配置する等)

B) 施設入所中の障害者が婚姻する場合、婚姻後本人たちの希望に反して異なる棟での生活が強いられることなく、家族としての生活が営める住環境の提供

2) 妊娠・出産

障害者が子どもの数や出産の間隔について自由に責任を持ち、決定するために、個々の障害に応じた避妊や妊娠等に関する情報提供と意思確認が行われること(例えば、知的障害者に対して、医療従事者は手術を行う際に、特に不妊手術、人工妊娠中絶手術の場合には、どのような結果になるのかを説明した上で、その説明を理解していること及び手術に同意していることが確認できなければ手術を行うべきではない。)

3) 養育

障害又は障害に関連する事由により、

A) 一般に提供される子育て支援や母子保健サービスを利用できない

B) 子どもが病気の際に医療を受けられない

C) 保育所や幼稚園、小中学校やその後の教育の過程における親としての役割を果たすことができない

D) さらに、親権剥奪や親子分離といった事態に陥る

こと等がないように、それぞれの場面において、障害特性に応じた手段、対応、配慮がなされなければならない。

2、合理的配慮の不提供を正当化する事由

過度の負担については、総則で述べたとおりであり、合理的配慮の不提供が正当化される場合もある。